

令和3年5月31日

「緊急事態宣言」の期間延長に伴う「社協における新型コロナウイルス感染症対策について～緊急事態宣言を受けて」の変更について

社会福祉法人福生市社会福祉協議会
会長 秋山美左江

国の「緊急事態宣言」の期間が令和3年6月20日まで延長されたことに伴い、東京都及び福生市の方針等を受け、「社協における新型コロナウイルス感染症対策について～緊急事態宣言を受けて」（令和3年4月23日決定。以下「対策」という。）について、次のとおり、変更する。

1 対策の適用期間の変更（延長）

対策の規定中「5月31日」を「6月20日」に改め、適用期間を延長するものとする。

2 福祉センター等施設の対応の変更

対策中、福祉センター等施設の対応については、東京都の施設の対応及び福生市の方針等を鑑み、次のとおりとする。

（1）福祉センター

令和3年6月1日より再開する。ただし、施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時までとする。

※月曜日の閉館時刻は、通常どおり午後5時15分とする。

※喫茶たんぽぽ及び老人福祉センター（浴室を含む。）を休止とする。

なお、次の業務は通常どおりとする。

- ・地域包括支援センター熊川（平日のみ）
- ・高齢者在宅サービスセンター田園、高齢者生きがい活動支援デイサービス
- ・生活介護事業所はっぴい

（2）輝き市民サポートセンター

令和3年6月1日より再開する。ただし、施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時までとする。

（3）学童クラブ・生活介護事業所れんげ園

通常どおりの運営をする。宣言期間中、利用自粛の要請は行わない。

3 宣言解除後の対応について

対策の適用期間終了後（緊急事態宣言解除後）の対応として、「「緊急事態宣言」の解除に伴う社協における対応について（令和3年3月22日決定）」を継続するもの

とし、その適用期間については、「当分の間」に改め、期間の終了期日については、状況に応じて判断するものとする。

4 その他

上記のほか、対策中、記載内容に必要な修正等を行う。

変更後の対策については、別紙参照

令和3年4月23日

社協における新型コロナウイルス感染症対策について

～緊急事態宣言を受けて

社会福祉法人福生市社会福祉協議会
会長 秋山美左江

国からの「緊急事態宣言」並びに東京都及び福生市の方針等を受け、宣言発令等の期間中（令和3年4月25日から6月20日までの間。以下、「宣言期間中」という。）の社協の新型コロナウイルス感染症対策については、次のとおり対応する。

なお、宣言期間終了後は、令和3年3月22日付けで定めた「「緊急事態宣言」の解除に伴う社協における対応について」を継続するものとし、その適用期間については、「当分の間」に改め、期間の終了期日については、状況に応じて判断するものとする。

1 福祉センター施設の対応について

令和3年6月1日より再開する。ただし、施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時までとする。

※月曜日の閉館時刻は、通常どおり午後5時15分とする。

※喫茶たんぽぽ及び老人福祉センター（浴室を含む。）を休止とする。

なお、次の業務は通常どおりとする。

- ・地域包括支援センター熊川（平日のみ）
- ・高齢者在宅サービスセンター田園、高齢者生きがい活動支援デイサービス
- ・生活介護事業所はっぴい

2 輝き市民サポートセンター・学童クラブ・生活介護事業所れんげ園の対応について

（1）輝き市民サポートセンター

令和3年6月1日より再開する。ただし、施設の閉館時刻について、午後10時とあるのを午後8時までとする。

（2）学童クラブ・生活介護事業所れんげ園

通常どおりの運営をする。宣言期間中、利用自粛の要請は行わない。

3 社協が主催又は共催するイベント等について

「新型コロナウイルスによる感染症に対する社協が主催するイベント等に関する取扱方針」（令和2年2月27日決定）並びに国や東京都が示すガイドライン等に基づき、開催制限等について判断するものとする。

4 社協業務について

宣言期間中、昼時間（12時から13時まで）の窓口業務を休止する。

5 社協職員の勤務体制について

（1）「交代制在宅勤務」の実施

宣言期間中、可能な範囲で「交代制在宅勤務」を実施する。

（2）「時差出勤」の実施

感染予防、感染拡大防止の見地から、電車通勤の職員のほか、必要と認める職員については、宣言期間中、「時差出勤」を実施する。

（3）感染予防・感染拡大防止環境の維持

職員は、手洗い等の手指衛生、咳エチケット、業務時のマスクの着用はもとより、ソーシャルディスタンスの確保、職場の換気などを励行し、感染予防・感染拡大防止に資する環境を維持するものとする。

6 福祉センター内等の対応について

（1）福祉センター内会議等の自粛、代替等について

宣言期間中、福祉センター内部における会議等（審議会等を含む。）については、書面開催又は延期などの感染拡大防止措置を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で実施するものとする。

（2）出張等について

宣言期間中、出張等の自粛又は電話、メール等による対応を図り、特に必要な場合は、十分な感染症対策を講じ、必要最低限の範囲で行動するものとする。

7 その他

（1）感染者が社協に発生した場合の対応について

今後、社協に関係する者が感染した場合において、濃厚接触者の有無等、更なる感染拡大のおそれがある状況にあるときは、その影響の度合いを勘案し、速やかに、休業その他の感染防止に資する対応をとり、感染の拡大を防ぐための措置を講じるものとする。

（2）柔軟かつ速やかな対応

市民の健康の確保、感染予防及び感染拡大防止を第一に、今後の国、東京都、福生市等の方針や市内における感染状況等を踏まえ、柔軟かつ速やかに、支援施策その他の社協の対策について、必要な措置を講じるものとする。